

東郷町総合計画審議会公募委員募集要項

1 募集の目的

令和3年から始まるまちづくりの指針となる「第6次東郷町総合計画」の策定にあたり、必要な調査及び審議を行う「東郷町総合計画審議会」を設置します。町民の皆さんの幅広い視点からご審議いただくため、審議会の一部の委員を次のとおり公募します。

2 委員の職務

東郷町総合計画審議会条例に基づき、「教育委員会の委員」、「農業委員会の委員」、「町の区域内の公共的団体の役員又は職員」、「学識経験を有する者」、「公募により町長が選任した者」を構成員として18名以内で構成する審議会です。

委員に選ばれた方には、町長が諮問する総合計画案について審議をしていただきます。審議会は、平日の昼間（2時間程度）で、年3回程度（計6回程度）開催予定です。

3 募集人数

8人まで（委員総数18人以内の公募枠）

4 委員の任期

委嘱の日（令和元年10月頃）から審議終了（令和2年11月頃を予定）まで。

5 応募資格

- (1) 東郷町内に住む方で、令和元年10月1日現在で満18歳以上の方（高校生不可）
- (2) 任期中の会議に出席できる方

6 応募方法

委員に応募する者は、別紙「東郷町総合計画審議会公募委員応募用紙」に必要事項を明記のうえ、「東郷町の将来の姿」と題した小論文（800字程度）を添えて、郵送又はEメールで、次に定める期日までに提出してください。

7 募集期間

令和元年8月28日（水）必着

8 選考方法

書類審査（1次審査）及び面接（2次審査）により選考します。
選考結果については、おって本人あてに通知します。

9 その他

- (1) 選考結果については、選定又は不選定のみの通知とし、採点結果等は通知しません。

- (2) 選考結果に係る質問には回答しません。
- (3) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類は返却しません。
- (4) 委員に選任された場合、氏名が公表されます。

10 公募の特例

公募委員を募集したにもかかわらず、次のいずれかに掲げる理由により募集した定員に達しなかった場合は、その満たない人数の範囲内で公募によらず公共的団体等からの推薦その他の方法により委員を選任できるものとします。

- (1) 申込期限までに申し込みがなかった場合
- (2) 募集した人数に応募者が達しなかった場合
- (3) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

11 お問い合わせ先

〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

東郷町企画部企画情報課企画政策係

電 話 0561-56-0716 (ダイヤルイン)

メール tgo-kikaku@town.aichi-togo.lg.jp